

## 平成26年第4回定例会（12月）一般質問

### (1) 月形町における受動喫煙防止対策について

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君、ご発言願います。
- 議員 宮下 裕美子 通告書に基づき一般質問を行います。今回は多岐に渡り時間も長時間になりますが、宜しくお願いします。最初の質問です。月形町における受動喫煙防止対策について、平成15年に施行された健康増進法は急激な高齢化と病気の種類の変化があったことから、国民の健康増進が大きな課題になっていて、それに総合的に取り組む必要があるということで制定されています。そこで第25条に受動喫煙の防止が盛り込まれていますので条文を読ませていただきます。

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と努力義務を課しました。その後、平成17年には、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約を発効して、平成19年には、第2回締約国会議でガイドラインが示され、それを元に平成22年には、厚生労働省健康局長通知(平成22年2月25日)というものが行き渡りました。そこには、それまでの取り組みより強固な受動喫煙防止の取り組みを求める記載があり、「今後の方向性として多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき。」、「また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。」と明記されています。

このように受動喫煙防止については、国も世界も強化する流れになってきています。月形町においても健康増進法その前段とする「健康日本21」というプランがあったわけですが、それを元に月形町でも月形町健康増進計画「健康つきがた21」を策定して、その中にたばこの害とそれに対する取り組みを記載してあり、親子期、成人期、高齢期と区分しながらそれぞれの実態、目標、取り組み方が示されていて、色々な段階で書かれていて、私の地域ができること、行政の取り組み・できることという項目で、分煙や禁煙について明

記されています。このように受動喫煙防止をする流れがあり、町としても取り組む姿勢が示されているわけです。

これらを踏まえた上で、実態がどのようになっているのか。質問ですが、月形町では健康増進計画「健康つきがた21」で受動喫煙防止対策が明記されていますけれども、その取り組みと進捗はどのようになっているのか。また公共施設の全面禁煙への対応はどのようになっているのか。伺います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 ご質問のとおり、健康増進法それから厚生労働省健康局長通知ということで、今、喫煙をする人たちには極めて厳しい状況になってきたことは理解しているところであります。月形町健康増進計画については、平成24年4月から平成34年3月までの計画であり、それぞれの取り組みに対する優先順位を決めており、たばこに対する対策については、後年度の計画に位置付けられており、集中的な対策自体は今後実施することになっているところで、喫煙については平成29年以降の予定となっているところです。現在行われている状況については、妊婦に対して妊婦健診時に喫煙の影響、受動喫煙について指導を行っているところであります。また、住民健診などの事後指導、個別健康相談などの指導を実施している状況であります。

公共施設の全面禁煙の対応ですが、集会場関係、病院、体育館については、建物内禁煙として屋外に喫煙場所を設けるなど利用者に協力を求めて対応しているところであります。役場庁舎においては、事務室は禁煙として指定された場所で分煙というかたちで対応している状況であります。振興公社関係、温泉宿泊施設では、分煙及び喫煙場所を指定して対応しているところであります。

以上が現在、私たちの町で行われていることであり、特に庁舎内の禁煙経過については、平成15年頃から庁舎での喫煙対応が始まったと記憶していますが、職員による事務室での喫煙は禁止し、喫煙場所を休養室、町民サロン、3階階段西側スペース、外部出入口付近を指定したところです。他の公共施設では、このような対応はしていませんが、平成22年4月から休養室、外部出入口付近を指定するとともに、勤務時間中の休養室での喫煙は禁止したところでもあります。その後、職員組合からの申し出もあり受動喫煙防止を休養室及び出入口での喫煙は禁止、もしくは分煙室を設け対応する要望を受けたところでもあり、本年度事業として分煙室を設置したところでもあります。設置は本年11月20日、庁舎3階西側階段室横の部屋を改修しました。改修床面積

4.8平方メートルであり、隔壁にアルミパーティションを用い排気設備は既存の換気扇を利用しているところでもあります。費用については、総務費、財産管理費、庁舎管理費、需要費、修繕料で対応し、予算額50万円に対し執行額44万6,904円でした。内容については、ストーブ移設24,624円、火災報知器増設11,880円、パーティション壁を設置するにあたって410,400円ということでもあります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 最初に「健康つきがた21」に関する取り組みですが、たばこについては後期の扱いということでしたので、私としてはすでになりの取り組みが進んでいると思っていましたが、そういう意味では平成29年以降ということなので、その点、ぜひとも進めていただきたい。ただ、「健康つきがた21」に喫煙データが載っていますが、ここには平成22年に住民健診時意識調査結果ということで、月形町の喫煙率は全体で19.5%、男女別では、男性37.5%、女性8.7%、年齢別など色々データが載っていますが、そのうち40代、50代男性喫煙者が多いということで、40代男性46.7%、50代男性54.5%が喫煙しているということです。これは平成22年のデータですから現在その方々がそのまま喫煙しているとすれば、年代が多少上がっているのかなと考えますが、これらのデータも示されていますので、禁煙に向けて健康増進という目的がありますので、取り組んでいただきたいと考えます。先ほどの説明で公共施設を含めた喫煙場所が示されましたが、厚生労働省健康局長通知で基本的に公共施設の全面禁煙と出た後に、平成22年から町が管理する公共施設の屋内全面禁煙はきちんとやっており、交流センターなどは開設してすぐに設備の整った喫煙所が交流センター内に設置されているにも係わらず、屋内喫煙はできなくなり現在は屋外で喫煙するかたちになっています。このように町民の方々に対して受動喫煙防止の観点と健康増進の観点から屋内の禁煙を強いているかたちになっているにも係わらず、役場庁舎内が分煙で済んでいることに対して、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。厚生労働省健康局長通知で官公庁の庁舎については、特に全面禁煙という通知もきていますし、公共施設以上に役場庁舎は、一般の様々な方々が来られるわけで、そのような場所を全面禁煙というかたちができないことに対して、どのように考えているのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 公共施設、交流センター、多目的研修センター、体育館等で利用者する町民は一時的なものであると考えております。役場職員50人中13人、26%喫煙している状況で、役場職員においては勤務時間8時間という状況で考えたときに、全面禁煙するという状況で今一つ全面禁煙にしてしまうのはどうだろうということで、私の中で今後の取り組みとして「相当悪いのであるからできることならたばこは止めてほしい。」という思いはありますが、現在、今までの経過を説明したとおり、町民広場、2階休養室で喫煙を許していたことについても、一般町民が出入りする所では止めるということで、3階西側で、しかもパーティションも作ってやっていますので、当面はこれで行きたいと考えていたところであります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、喫煙者側を配慮した説明しかなかったのですが、今回の受動喫煙防止法は喫煙者側ではなく、煙を吸わされる側の受動喫煙側に配慮し、もちろん喫煙者側に対しては健康増進の目的で禁煙に向かうあるいは受動喫煙はしないようにするための取り組みをなさйтеということですよ。先ほど職員の8時間全面禁煙にするのはどうだろうと言われましたが、別に庁舎内で全面禁煙にすれば、基本的に目標は達成できて他の自治体では庁舎内は全面禁煙で人通りの少ない駐車場に喫煙ブース等を設けて吸うようなかたちになっている自治体が極極たくさんあります。そのような状態でうちの町で喫煙ブースを設けたことは、時代に逆行していると思いますし、先ほど一般町民ができるだけ出入りしない所と言いましたが、3階の傍聴席入口付近に作られた喫煙所ですが、3階傍聴には一般町民も来ますし、もちろん常時ではありませんが小中学生や保育所の子ども達の見学などもあり、様々考えてもここが必ずしも最適な場所であると思えないのです。基本的に役場庁舎内は全面禁煙、他の公共施設が全面禁煙となっている以上、町民にそこまで強いている以上、役場庁舎内もやはりきちんとするべきで、喫煙者に配慮するのであれば、屋外に喫煙ブースを設置すればいいと考えます。万が一にも庁舎内に分煙スペースを設けるとしたら、全く人通りのない所、地下など場所はいくらでも検討できると思いますが、少なくともこの通知あるいは法の方針に従えば、庁舎内完全禁煙を進めるべきであると考えますが、今、私の方で指摘したのですが、それについて、町長、いかがですか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 正しく正論であろうと思っています。受動喫煙させられる人にとっては、苦痛以外の何物でもないわけですから、役場庁舎内でなく違う所に喫煙スペースを設けてはどうかということは、参考になることであると思っています。もう一つ、3階ではなくもっと受動喫煙ができない場所がないかということも、もう一度、検討させていただきたいと思っております。それらに向かっては、現在も休養室や宿直室でたばこを止めたということでは、少しずつ改善していることは事実ですし、今後についても前向きにやって行きたいと考えているところです。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 役場庁舎内職員に対して前向きに少しずつ進んでいるというのは、理解しましたし、今後、検討するという事も分かりましたけれども、町民に対してどのように説明されるのですか。実は町政懇談会の折りに、最近交流センターを使用するようになった札比内地域の方々から、交流センター内にあんなに立派な喫煙ブースがあって、排煙装置もきちんと整っているのに、物置に使うて玄関先で吸うようになっているので、それに対して吸えないのかという話があったとき、町長から公共施設は全面禁煙で子ども達も利用するから無理であるから理解してほしいと説明されていました。正しくそうなのです。だけど、どうして役場庁舎はそうにならないのでしょうか。ここの排煙装置は基準を測っていませんが、既存の換気扇だけで排煙の基準に達することができないことも事実です。それから、受動喫煙については、あるデータがあり、小さなお子さんのいるお父さんが子どもに配慮してベランダなどでいつもたばこを吸っていて、絶対に室内では吸わないという子どもであっても、尿検査をするとニコチンが出るということです。極微量でも受動喫煙の影響はあるというデータもあります。だから基本的に完全分煙を求める国あるいは世界の動きは、基本的データに基づいて作られているのですが、町民にもそのことを啓発して行かなければならない町長の立場ですし、あるいは健康増進のかたちでは先ほどの「健康つきがた21」だけでなく、国保設置者でもあるわけですから、そういう意味でも医療費をかけないために喫煙を減らしていくこともその役割であると思います。そこを率先して展開していくべき立場であると思いますが、それが先ほどの説明ですと消極的で特に役場庁舎内に限っていうと、かなり喫煙者側に寄った発言をされていると思いますが、そこはきっちり今後の検討の目途も含めて、

今、設置したからすぐ撤去できますし、それも含めて方針を再度、伺いたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 もちろん法律に基づき受動喫煙の被害が出ていることは、NHKなどの特集を見て理解するところです。それぞれ役所ということで考える、公共施設全てがまだ完全に館内禁煙という状況になっていないのは、宮下議員もご承知のとおりであると考えております。例えば飛行場に行っても喫煙、分煙室がある。北海道国保連合会の事務所においてもそのような状況があるということで、今後もこれについては、しっかり、いますぐ止めるといふことにはなりません、世の中の習性がそこにあるという意味では、館内禁煙に向かってそれぞれ職員の理解を求めながらやって行きたいと考えているところです。札比内の町政懇談会で言われた町民の話は、分煙室があるからそこで吸わせろということでした。それについてはということでお答えさせていただきましたが、役場庁舎内であまり受動喫煙がない場所という意味で、今回、3階にずらしたということですので、その後において全面禁煙にすることについても、職員としっかり話し合いをしながら、取り組んで行きたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 確認ですが、受動喫煙がメインでしたら、玄関先に灰皿を置いて煙がいくような所が喫煙所になっていることが、役場庁舎内の禁煙を果たしているのかということは、必ずしもそれはきちんとした方法になっていないので、交流センターなども外に灰皿を置いてフードに喫煙所を設けては、全く趣旨を理解していないので、きちんと受動喫煙防止法の趣旨とその害を認識した上で、それに適合した分煙をするのであれば、きちんとした設備や場所の確保をお願いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほどの答弁で職員の喫煙者数について、50人中喫煙者13人と言いましたが、59人中14人ということで訂正をお願いします。